

〔別添〕

令和5年度沖縄イノベーション・エコシステム共同研究推進事業
(大学等共同研究推進)委託業務委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として、委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接労務費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II 直接経費	
① 消耗品費	事業を行うために必要な物品（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
② 旅費	事業従事者に対する事業実施に必要な出張に係る経費（交通費、宿泊費、日当等）
③ 謝金・費用弁償	事業を行うために必要な委員等謝金、委員等旅費
④ 会議費	事業を行うために必要な選定委員会、会議、交流会、シンポジウム・セミナー等、会場借料、機材借料、資料作成費等に要する経費
⑤ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代等）
III 間接経費 (一般管理費)	事業実施に必要な経費の中で、証書類による確認が困難な経費（当該事業とその他の事業との切り分けが困難なもの）について、契約締結時に一定割合で認める経費。 (注) 「III 一般管理費」は、「I 直接人件費」と「II 直接経費」(印刷製本費、使用料及び賃借料、外注費など外部発注分除く)の合計額の10%以下を原則とするが、実施機関の規程に基づき、その率が10%を超える場合には、県と協議のうえ、妥当性を判断して決定する。特段の規定がない場合は原則のとおりとする。
IV 再委託費	沖縄県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
V 消費税及び地方消費税	上記I～IVの項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上します。